

# 警報、特別警報発令時における授業の取り扱い

## (1) 警報が発令された場合

1. 午前7時現在、大阪府(いずれかの地域)に暴風警報と大雨警報の両方が発令されている場合は、午前の授業を休講とする。
2. 午前11時現在、大阪府に発令されている暴風警報と大雨警報のどちらも解除されない場合は、午後の授業も休講とする。
3. 大阪府に警報が発令されていない場合でも、住居地区に警報が発令されている場合には、上記1～2に準ずる

## (2) 特別警報が発令された場合

大阪府に特別警報が発令された場合は、発令された段階で終日休講とする。  
また、大阪府に警報が発令されていない場合でも、住居地区に特別警報が発令されている場合には、これに準ずる。

## (3) その他

上記の取り扱いにかかわらず、自然災害等の状況により、別途措置を講ずる場合がある。